

社会保障審議会医療保険部会での主な意見

■国保の財政上の構造問題

- ・ 国保の財政上の構造問題
- ・ 一般会計からの法定外繰入
- ・ 保険料負担の水準
- ・ 国保に対する財政支援の拡充
- ・ 国保の賦課限度額
- ・ 都道府県と市町村の役割分担

■協会けんぽの国庫補助

■医療費適正化、保険者機能発揮

■高齢者医療の費用負担全体の在り方

■後期高齢者支援金の全面総報酬割

■前期財政調整

■高齢者の保険料特例軽減措置等

国保の財政上の構造問題について

(国保の財政上の構造問題について)

- 都道府県が国保の財政運営の責任を果たすためには、財政上の構造問題を解決することが前提。

法定外繰入については議論もあるが、法定外繰入分を保険料で全て賄うとした場合、果たして持続可能な制度となるのかどうか課題がある。

- 前期高齢者の医療費が高いという問題は、前期財政調整で解決できていると言える。それよりも、入院医療費や精神疾患の医療費が高いという課題に着目する必要がある。

- 国保には、年齢構成が高い、低所得者の加入者が多いといった制度上変えられない問題があり、そうした国保特有の構造を踏まえて持続可能となるような仕組みを考えるべき。

- 医療保険制度改革の議論は、持続可能な制度を構築し、皆保険制度を堅持するという観点が重要。国保は、医療保険の最後の砦。年齢構成や所得水準など保険者の責によらない構造的問題の解消について、納得性のある対策の検討が必要。

大都市では、法定外繰入が多く行われている一方で保険料負担率が平均より低い状況。これを、構造的な問題と言えるのか。

(一般会計からの法定外繰入について)

- 国保の保険料負担の重さから、一般会計からの法定外繰入を実施せざるを得ないという実態もあり、法定外繰入をやめるべきというのであれば、基盤強化のための公費による財政支援が不可欠。

- 法定外繰入の 3,500 億円だけが解消すればいいということではない。法定外繰入を行っている市町村であっても、被用者保険と比べ、保険料負担率はかなり高い水準にある。仮に法定外繰入をやめて、単純に保険料に転嫁するとなると、中低所得者層の負担はさらに重くなってしまい、国保制度自体が破綻しかねない。法定外繰入だけが国保の問題ではない。
- 一般会計からの法定外繰入について、東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知の 5 県を合計すれば、2000 億円以上に及ぶ。これらの都道府県が平均保険料率まで保険料を引き上げれば、法定外繰入は減るのではないか。
- 被用者保険は、積立金の取崩しか保険料率の引上げによって対応するしか選択肢がないのに対し、国保には、一般会計からの繰入という手法がある。しかし、保険制度であるなら、保険料で賄うことを最優先にすべきで、この仕組みを見直すべき。
- 一般会計からの繰入は、それが可能だから行っている。財政の地域間格差の問題を医療保険で抱え込むのはおかしい。繰入は行わない、という方向で、制度改革を行うべき。その上で、どのように財政調整を行うか、ということを経験すべき。

(保険料負担の水準について)

- あるべき保険料水準について十分議論した上で、極めて大きい国保と被用者保険との保険料負担の格差をできる限り縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要。
- 国保の保険料負担は、圧倒的多数の都道府県においては、非常に高いのが実態。国保の実際の被保険者は、3 割を被用者が占めており、被保険者に対する一定の所得捕捉は現場では適切にできている。
- 国保の被保険者の職業構成については、自営業や農業水産業の者が中心だったものから、年金生活者等の無職者と非正規労働者等で約 7 割を占める状況に変わってきている。そうしたことを踏まえると、国保と被用者保険との保険料負担の間には、大きな格差が存在していると考えられる。

- 国保の保険料負担は重いというが、国保は被用者保険と比べて所得捕捉率が同等とは言えない中で、1人当たり保険料負担率の平均14.3%が高いか低いかを議論することはできない。
国保の保険料負担と、事業主負担を除いた健保組合の負担を比較するやり方は誤解を生じさせる。
- 東京などは、保険料負担を増やして、一般会計からの繰入を減らす余地があるのではないかと。保険料負担を、被用者保険と単純に比較することも疑問。
- あるべき保険料水準に関する議論については、保険料水準は低い方がいいと思いがちであるなか、公費投入ありきという前提で議論して、果たして適正な水準に決まるのか。あるべき保険料水準を議論することが、今後の国保の在り方を考えていく上で適切な議論なのかどうか疑問。

国保に対する財政支援の拡充について

- 国保の財政基盤強化は、最優先の課題。保険料格差の平準化は、適正になされるべきであり、スピード感を持った議論を事務局にお願いしたい。1,700億円の投入は、まだ実施されておらず、早期に確実な実施をお願いしたい。公費財源を予算編成過程で確実に確保してほしい。国保が崩壊すると、地域医療が崩壊する。
- 社会保障と税の一体改革による保険者支援の1,700億円だけでは国保の財政基盤の強化は難しい面があるので、更なる公費投入が不可欠。後期高齢者支援金への全面総報酬割導入により生じる財源を国保の支援に優先的に活用することを含めて、国の責任において財政確保を行うべき。
- 現在示されている財政上の構造問題の解決に向けた方向性からは、将来にわたり持続可能な制度となるか、確信を持ってない。マクロ的な観点から検証された解決策により、抜本的な国費投入策が講じられないと、責任を持って財政運営を担うとは約束できない。

- 国保の被保険者の負担が限界に近づいていることを認識し、将来にわたって持続可能な制度を構築するために、追加国費の規模も含めた抜本的な財政基盤強化の具体策を一刻も早く提示すべき。
- 公費投入の方法としては、都道府県の被保険者の所得格差に着目した、より財政調整機能を強化する支援策を要望する。
- 低所得者対策も重要。国民皆保険を維持するためにも、全ての国民が支払えるような環境になる改革をすべき。
- 予期しない給付増や保険料未納等に対して、国保においても、後期高齢者医療制度等にある「財政安定化基金」を設けることで、赤字補填のための繰入を解消していくことが適当。

国保の賦課限度額について

- 保険料を引き上げれば賦課限度額に到達する所得水準は下がるという問題もあり、単純に賦課限度額を改定するだけでは、本質的な問題は解決しない。相当の高所得者における負担能力に応じた応分の負担のあり方についても検討すべき。

都道府県と市町村の役割分担について

- 国保改革は、大改革となる。実務で混乱が起こることを避けるため、準備をしっかりと行う必要がある。そのためにも、早期に都道府県と市町村の役割分担を議論する必要がある。
- 財政上の構造問題を解決するために必要な範囲において、役割分担の議論も並行して進めていきたい。今後、国が構造問題解決への道筋を明確に示さずに、都道府県と市町村の役割分担についての議論のみを進めようとする場合は、都道府県は協議から離脱する。

- 国保の構造問題が解決し、持続可能な制度が構築されるなら、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟である。
- 都道府県は、国民の健康や医療を守るというスタンスに立って、少々苦勞が多くても一緒に知恵を出すというスタンスで臨んでいただきたい。
- 都道府県と市町村の役割分担の在り方については、色々な形で財政の問題と関わりがある。役割分担に関する議論を進めないと、財政問題を議論する前提も決まらないので、都道府県は役割分担に関する議論にも積極的に参加していただきたい。
- 保険料の賦課徴収は、分賦金方式か直接賦課方式かという論点があるが、直接賦課方式の場合、徴収を怠ると、そのつけが全体に回ることになるという点において、分賦金方式の方が妥当な考え方である。
- 国保の保険料の設定は、均一の保険料にするかどうかという論点があるが、負担する側が納得できる透明で公平な制度設計とすべき。例えば、協会けんぽは、全国一律の保険料ではなく、保険料に差があり、医療費を全国並以上に使っている都道府県はその分保険料も高くなっている。こうした格差は医療費をたくさん使っているという説明が可能で、保険料を抑えたければ自分の都道府県で努力して医療費を抑えるという、前向きな格差を取り入れた仕組みとなるようにすべき。
- 財政運営については、財政規模および医療供給体制の地域性を反映させることができるという視点から、都道府県が担うこととするのが妥当。一方で、給付については、地域包括ケアが進められていることをふまえ、医療・介護の連携という視点から、都道府県と市町村の役割分担を検討することが重要。
- 地域包括ケアを推進し、特に医療と介護の一体的供給を進めていく中、特に医療保険の給付については、市町村が重要な役割を担う必要がある。

- 都道府県と市町村の役割分担に当たっては、都道府県単位化によるスケールメリットを活かし、効率的な運営が図られるよう進めていくべき。移行によってシステムの維持、改修費用の削減や事務の効率化につながるようにすべき。

協会けんぽの国庫補助について

- 協会けんぽについては、直近の収支はやや改善したが、依然として厳しい状況。国庫補助率を 16.4%ではなく、20%にすること、暫定的ではなく恒久化することを検討するべき。協会けんぽの保険料率は現在 10%と高く、厳しい状況。所得の低い方が高い保険料率を負担するという逆進的な状況は社会保障とは言いがたい。
- 中小企業の多い協会けんぽの保険料負担が、大企業や公務員の健保組合、共済組合より実額で多いことは矛盾。まずは金額を揃え、その上で保険料率を揃えるべき。

医療費適正化、保険者機能発揮について

- 診療報酬の仕組みの再構築、医療機関の機能分化・連携の推進、ジェネリック医薬品の使用促進、療養の範囲の見直し等、様々な医療費適正化対策を更に推進すべき。
- 被用者保険の保険者が医療費の適正化・効率化や加入者の健康の維持・増進に効果的に取り組んできた努力を十分尊重するとともに、今後とも国保と被用者保険が共存し、地域と職域それぞれが各々の連帯を基礎に、保険者機能を発揮できる制度体系を維持すべき。
- プログラム法に掲げられた医療費の適正化だけでは不十分。高齢者の患者負担割合引上げ、高額療養費の外来特例の見直し等についても、議論すべき。

- 保険適用範囲の見直しも議論すべき。湿布薬あるいは市販類似薬の保険適用除外についても議論すべき。併せて、傷病手当金などの現金給付の見直しについても議論すべき。
- 保険者機能を発揮するためにも、どの資金が具体的に何に使われているのかを把握することが重要。そのためにも会計区分が明確になることが必要。

高齢者医療の費用負担全体の在り方について

- 被用者保険は、高齢者を中心に医療費が増大する中、高齢者医療への拠出金負担により、厳しい状況。この危機を回避するために、高齢者医療制度の財源の在り方を早急に見直すとともに、伸び続ける医療費の適正化策を着実に実行すべき。
- 75歳以上の医療費への公費5割を実質確保することはもとより、前期高齢者の財政調整の仕組みを見直し、新たに公費投入を行うべき。現役世代の拠出金負担に一定の上限を設定する等、負担増に歯止めをかける仕組みを導入すべき。これらの負担構造の改革に要する財源としては、消費税の税率引上げ分を活用、充当すべき。
- 高齢者医療のための現役世代の拠出金負担は今後、一層重くなる。特に、団塊の世代が前期高齢者となる平成27年からの10年間でどう乗り越えるかが大きな問題だ。
- 持続可能な社会保障制度のためには高齢者医療の負担構造の見直しが最重点課題。高齢者医療制度の在り方、その費用負担について早期に具体策を検討すべき。
- 国民皆保険は守って欲しい。高齢者である自分も、医療費の削減には努力したい。年齢にかかわらず、所得の高い人はそれなりに負担すべき。これは社会保障制度改革国民会議の基本的意見でもある。現役世代も必ず高齢者となるのであり、どのような分担の仕組みがよいのか、しっかりと議論する必要がある。

- 何が一番優先的な問題かを定めるべき。支える現役世代が、これからも夢を持てる医療保険制度とする必要があり、世代間の公平が重要。
- 現行の仕組みでは、被用者保険にとっては保険料収入に占める高齢者医療への拠出金割合は今後ますます高まり、積極的な保険者機能の発揮が困難になる。国保が抱える構造的問題をそもそもどう解消していくのか、現役も含めた負担の公平性と納得性を医療保険全体の中でどう確保していくのか、同時に議論すべき。

後期高齢者支援金の全面総報酬割について

- 全面総報酬割は、「負担能力に応じた負担の公平」の観点から行うもので重要である。被用者保険の中でも、所得の低い保険者は負担が軽減されるなど、より公平化を進めることになる。支え合いで高齢者が安心して医療を受けることができるようにするという高齢者医療制度の趣旨は、社会全体の将来を考えるうえでも不可欠。
- 負担の公平性の確保という観点から、総報酬割の全面導入を実現すべき。
- 総報酬割は行うべき。総報酬割にすると健保組合の保険料率が上がるということは、協会けんぽへの国庫補助は、実質的には健保組合を支援していると考えられる。総報酬割により生じる財源は、医療保険の今後を考えた上で、一番効果的なところに回すべき。
- 総報酬割によって生じた財源を国保に投入することは、被用者保険が国保の財政基盤強化にかかわる負担を肩代わりすることであり、明確に反対。
- 後期高齢者支援金への全面総報酬割導入については、高齢者医療への税投入の拡充、医療給付の重点化・効率化といった施策とセットでなければ賛同できない。
- 全面総報酬割導入は高齢者医療制度への公費拡充とセットで議論されるべき。それによって削減される国庫補助分は、現役世代の拠出金負担の軽減、特に前期高齢者への公費拡充のために活用すべき。

- 全面総報酬割導入で出る公費の使い方には、きちんとした理由が必要。保険料負担水準等の観点から、最も効果的な使い方をしていると説明ができるところに公費を投入するというのが妥当な選択肢になるのではないか。

前期財政調整について

- 被用者保険全体で負担する前期高齢者納付金が、国保への国費負担を上回っていることはおかしい。
- 国保側に前期高齢者とそれ以外の財政区分が設けられていないため、被用者保険からの前期高齢者納付金の使途が前期高齢者の医療給付に特定されているかわかりにくい。国保の前期高齢者に係る収支を比較すると、収入が超過しており、これは、前期納付金が現役世代に使われているとともえらる。国保の財政区分をはっきりさせ、65歳から74歳以下の会計区分の中で、保険料と公費で賄いきれない部分を納付金で支えるという形に見直すべき。
- 国保でも他の制度と同様、全加入者の保険料を一体として取り扱い助けあっており、前期財政調整の交付金は全て前期高齢者の給付等に充てられ、残りを加入者全員に保険料賦課している。仮に前期高齢者とそれ以外の加入者でグループ分けすると保険料を負担できる人がそうでない人を助けている形になっているに過ぎず、何ら問題ない。
- 仮に国保の中で年齢による財政区分等を実施する場合、更に財源が必要となり、国と地方の役割分担等に関する現在の協議の前提が壊れてしまう。
- 国保の65歳以上と64歳以下の会計を区分することは、現役世代の保険料を引き上げる可能性もあり、慎重な対応が必要。全加入者は保険料を一体として用いているので、財政全体の検討が重要。
- 前期高齢者納付金は、前期高齢者に係る後期高齢者支援金分まで加入者調整率により算定されている。被用者保険に在籍しない前期高齢者分の後期高齢者支援金まで負担しているかたちで、被用者保険側の納得感が得られていない。

- 国保には前期高齢者が非常に多く、その分、給付も後期高齢者支援金も負担が大きくなるので、後期高齢者支援金もあわせて調整することは当然。
- 前期高齢者納付金の算定について、概算と2年後の精算との乖離が大きいので、改善していくべき。

高齢者の保険料特例軽減等について

- 保険料特例軽減について、確かに非常に低くなっているという状況は認識すべき。一方では、比較的安定している後期高齢者医療制度において、特例軽減の見直しは、高齢者一人一人には実質収入減など大きな影響を与える。このため、段階的な見直しの検討や、丁寧な説明が重要。また、27年度に予定される介護保険料の見直し状況と併せた検討も行う必要がある。
- 被用者保険の元被扶養者に対する保険料特例軽減は、後期高齢者医療制度導入時の一時的な暫定措置として行ったもの。高齢になるほど男女間の所得格差は拡大するが、元被扶養者は相対的に恵まれている。注意深く一人一人の所得を見ながら、激変緩和を行いつつそろそろ見直すべき。
- 応分の負担をする公平な制度とすることは、基本的なこと。高齢者も自覚していかなければならないが、理解を深めるためには丁寧な説明が必要。
- 保険料特例軽減を見直すとしても、介護保険料の軽減拡大等と併せ、低所得者の負担を増やさないように配慮すべき。
- 高齢者の保険料負担率は、今でも見直しの必要性は変わらない。保険料特例軽減を見直すならば、より公平な負担の在り方を実現していくためにも、きちんとした議論が必要。

- 高齢者の保険料負担率について、増え続ける高齢者医療費に対して、診療報酬の在り方を含めた見直しをしなければ、現役世代の負担が際限なく増える。単純に人口増減だけで高齢者医療の負担を機械的に現役世代に転嫁することのないよう、現役世代の負担の引上げについては十分、慎重に検討すべき。
- 高齢者には、所得が高い者と低い者の両方の立場がある、ということを踏まえた議論が必要。
- 被用者保険全体の拠出金の伸び率は、後期高齢者の保険料の伸び率を大きく上回っている。